

令和2年1月10日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動アシスト自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油ストーブ（開放式）2件、
ガスストーブ（ガスボンベ式）1件、
屋外式（RF式）ガスふろがま（LPガス用）1件） | 4件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち階段移動用リフト1件、除湿機1件、電動アシスト自転車1件） | 3件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うちエアコン（室外機）1件、電子レンジ1件、エアコン1件、
電気カーペット1件、電気掃除機（充電式、スティック型）1件、
電動アシスト自転車1件、自転車用ライト（LED、電池式）1件、
電気ホットプレート1件） | 8件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
（管理番号：A201900128を除く。）

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

ブリヂストンサイクル株式会社が製造した電動アシスト自転車について
(管理番号：A201900995)

①事故事象について

使用者（70歳代）がブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造した電動アシスト自転車で走行中、ハンドルの動きが悪くなったため停止しようとしたところ、転倒し、背中を負傷する事故が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償点検・改修）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、「一発二錠」(※)を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなるおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A201900995）が上記リコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

(※)「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

また、消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、ハンドルロックケースの破損などが原因で誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

※消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合 計			3,431,138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：2.5%（2019年12月22日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	35	重傷	2014年度	0	—
2018年度	1	重傷	2013年度	0	—
2017年度	2	重傷	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	0	—	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A201900995）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック「一発二錠」の表示窓のラベルの色を御確認ください。

表示窓のラベルが「黒色ラベル」は対象製品となり、「白色ラベル」は対象外製品となります。



<車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



車種表示マーク

AB73L3	車種略号
1D31PA	商品コード
121220	

○ヤマハ発動機ブランドの場合



ヤマハ発動機株式会社	
登録番号	X561-1234567
軽動域用自転車 型式認定番号	交 N04-11
普通自転車 型式認定番号	交 A04-11
防犯登録時は、ヘッドパイプ上側の打刻番号 を使用して下さい。	

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、ハンドルロックのケースが破損しているなど、異常が確認された場合は、直ちに使用を中止してください。なお、事業者は無償点検及び改修を実施していますので、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話 番 号：0120(502)092

受 付 時 間：9時～18時（毎日）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話 番 号：0120(801)309

受 付 時 間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、大江

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201900986	令和元年12月9日	令和2年1月6日	石油ストーブ(開放式)	RX-229Y	株式会社コロナ	火災	建物1棟を全焼、1棟を類焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月25日
A201900989	令和元年11月28日	令和2年1月6日	ガスストーブ(ガスボンベ式)	CB-CGS-PTB (岩谷産業株式会社ブランド)	株式会社旭製作所 (岩谷産業株式会社ブランド) (輸入事業者)	火災	作業場で当該製品にガスボンベを装着したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月18日
A201900992	令和元年12月19日	令和2年1月7日	屋外式(RF式)ガスふろがま(LPガス用)	RF-121BT II	リンナイ株式会社	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A201900993	令和元年12月8日	令和2年1月7日	石油ストーブ(開放式)	SX-E3510WY	株式会社コロナ	火災	当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和元年12月19日に消費安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月27日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201900128	平成31年4月23日	令和元年5月24日	階段移動用リフト	S35 車いすタイプ	株式会社アルバジャパン (輸入事業者)	死亡1名	当該製品を使用中、搭乗者(80歳代)が転落し、病院に搬送後、入院中に死亡した。調査の結果、当該製品は、前後の重心が釣り合った状態を維持しながら階段を昇降する仕様であるが、前後の重心が釣り合った状態からハンドルバーを前方へ傾けた際に、搭乗者を含めた当該製品が前方へ転倒することを抑制する機構が装備されていない構造であるため、搭乗者を乗せて階段を昇り切ったときに使用者がハンドルバーを前方へ傾け過ぎたことで当該製品のバランスが崩れて事故に至ったものと推定されるが、使用者が使用開始前の操作講習において禁止されていたにもかかわらず、操作中にハンドルバーを前方へ傾けたことも事故発生に影響したものと考えられる。 なお、取扱説明書には、「傾斜角度は25～30度が最もバランスのよい状態であり、それより後方に傾けると重く感じ、前方へ傾けると引張られて前方転倒しそうになる。」旨、記載されている。	神奈川県	令和元年5月28日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900987	令和元年12月21日	令和2年1月6日	除湿機	F-YHE100	パナソニック エコスシステムズ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を溶融し、周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	青森県	令和2年1月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900995	平成28年6月17日	令和2年1月8日	電動アシスト自転車	A6L7	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、ハンドルの動きが悪くなったため停止しようとしたところ、転倒し、背中を負傷した。現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月17日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 2.5%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900985	令和元年11月29日	令和2年1月6日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から15年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月18日
A201900988	令和元年11月30日	令和2年1月6日	電子レンジ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月25日
A201900990	令和元年12月19日	令和2年1月7日	エアコン	火災	当該製品とエアコン(室外機)をつなぐ配管を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	製造から15年以上経過した製品
A201900991	令和元年12月16日	令和2年1月7日	電気カーペット	火災	当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から20年以上経過した製品
A201900994	令和元年11月25日	令和2年1月7日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和2年1月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月24日
A201900996	平成31年4月9日	令和2年1月8日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品で走行中、前方から自転車が来たため停止しようとしたところ、転倒し、左足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	香川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月25日
A201900997	令和元年12月20日	令和2年1月8日	自転車用ライト(LED、電池式)	重傷1名	店舗の駐車場で当該製品のスイッチを押したところ、落下しそうになった当該製品を受け止めようとしたためバランスを崩し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201900998	令和元年12月18日	令和2年1月8日	電気ホットプレート	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	静岡県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

階段移動用リフト（管理番号：A201900128）



除湿機（管理番号：A201900987）

